

香川二ユース

第27号

会会刷
所治員印377事
行自委子(55)
香広金0463

公民館対策委員会

十一月四日発足する

自治会ではさきに現行の会則が現状にそぐわないところがあるとしてこれを研究するため「香川自治会組織研究小委員会」をつくつて自治会会則の問題点を検討してきた。

八月十二日に第一回の小委員会を開催し、これに至るまで五回もの審議を行なつて十一月四日、評議員会で最終審議が行なわれた。その主な改正点は、自

治会内に町内会をおき、自治会長に平易な職務の執行に当つてもらつて、自治会役員の増大する事務に対する職務の簡素化をはかつたこと、町内会の職務の増大に

かかりて町内会の組長等を対象とした説明会も開かれる予定であります。また一般役員の方がおかれましても主旨ご理解のうえ今後の自治会活動に一層のご協力をお願いいたします。

居住者を正会員とし、会社法人を特別会員として構成する。又、総会による正会員及び特別会員の権利行使については、一世帯、一法人につきそぞれ一票とする。

第五条 本会は各会員は

会費を負担するものとする。

特に必要と認めた場合は

評議員会の議決を経て臨時に負担するものとする。

第五条 本会は第二条の目的を達成するために次

の事業を行なう。

(1) 会員の文化厚生、土木、広報及び研修並びに娯楽に関する事項

(2) 消防、交通及び衛生に関する事項

(3) 公民館の維持管理に関する事項

(4) その他目的達成のため必要と認めた事項

第六条 本会に次の役員をおく。

(1) 自治会は会長一名

副会長(町内会長)四名、委員長・総務・会計

発足させたものでありま

すが次の方に当る。

第七条 組織

本会に次の役員をおく。

(1) 自治会は会長一名

副会長(町内会長)四名、委員長・総務・会計

発足させたものでありま

すが次の方に当る。

第八条 会計

本会の会計年度は

毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終る。

第九条 監査委員は評議員の同意を得て、自治会長が委任する。又、特別委員も評議員会において選出し、自治会長より委嘱する。但し、特別委員の任期は、当該委員会

の解散とともに自然解任されるものとする。

第十条 本会の顧問は、

自治会長より委嘱する。

又、事務員及び雇員を置くことができ、会長が雇用する。

第十九条 自治会役員は

総会及び評議員会の決議

事項を執行し、町内会役員は自治会の決定事項及

び地区の評議員会の決定

事項を執行することができる。

第二十条 特別委員は

別委員会を構成し、目的

事項を審議し、これが執

行に当たる。

第二十一条 各会議は定

められた日時に開催さ

れる。

第二十二条 本会の経費

は次の収入をもつて成

立し、議事は議長を設け

出席者の過半数をもつて

決する。可否同数のとき

は議長の決するところに

おどり、議長を定める。

第二十三条 会計

本会は会長に

おいて必要と認めた場合

は、総会及び評議員会と

して、町内会の會議は組長

を組織し、本会の決議機

関とする。なお評議員は

互選により、議長及び副

議長を定める。

第二十四条 監査委員は会

計及び財産を監査し、本

会の運営について助言を

行なうことを得る。

第二十五条 会計

本会は会長に

おいて必要と認めた場合

は、総会及び評議員会と

して、町内会の會議は組長

を組織し、本会の決議機

関とする。なお評議員は

互選により、議長及び副

議長を定める。

第二十六条 総会は会長に

おいて必要と認めた場合

は、総会及び評議員会と

して、町内会の會議は組長

を組織し、本会の決議機

関とする。なお評議員は

互選により、議長及び副

議長を定める。

第二十七条 評議員会に付

する事項は次のとおり

とする。以上の請求があつた場合

に招集する。

第二十八条 本会の経費

は次の収入をもつて成

立し、議事は議長を設け

出席者の過半数をもつて

決する。可否同数のとき

は議長の決するところに

おどり、議長を定める。

第二十九条 会計

本会は会長に

おいて必要と認めた場合

は、総会及び評議員会と

して、町内会の會議は組長

を組織し、本会の決議機

関とする。なお評議員は

互選により、議長及び副

議長を定める。

第三十条 会計

本会は会長に

おいて必要と認めた場合

は、総会及び評議員会と

して、町内会の會議は組長

を組織し、本会の決議機

関とする。なお評議員は

互選により、議長及び副

議長を定める。

第三十一条 会計

本会は会長に

おいて必要と認めた場合

は、総会及び評議員会と

して、町内会の會議は組長

を組織し、本会の決議機

関とする。なお評議員は

互選により、議長及び副

議長を定める。

第三十二条 会計

本会は会長に

おいて必要と認めた場合

は、総会及び評議員会と

して、町内会の會議は組長

を組織し、本会の決議機

関とする。なお評議員は

互選により、議長及び副

議長を定める。

第三十三条 会計

本会は会長に

おいて必要と認めた場合

は、総会及び評議員会と

して、町内会の會議は組長

を組織し、本会の決議機

関とする。なお評議員は

互選により、議長及び副

議長を定める。

第三十四条 会計

本会は会長に

おいて必要と認めた場合

は、総会及び評議員会と

して、町内会の會議は組長

を組織し、本会の決議機

関とする。なお評議員は

互選により、議長及び副

議長を定める。

第三十五条 会計

本会は会長に

おいて必要と認めた場合

は、総会及び評議員会と

して、町内会の會議は組長

を組織し、本会の決議機

関とする。なお評議員は

互選により、議長及び副

議長を定める。

第三十六条 会計

本会は会長に

おいて必要と認めた場合

は、総会及び評議員会と

して、町内会の會議は組長

を組織し、本会の決議機

関とする。なお評議員は

互選により、議長及び副

議長を定める。

第三十七条 会計

本会は会長に

おいて必要と認めた場合

は、総会及び評議員会と

して、町内会の會議は組長

を組織し、本会の決議機

関とする。なお評議員は

互選により、議長及び副

議長を定める。

第三十八条 会計

本会は会長に

おいて必要と認めた場合

は、総会及び評議員会と

して、町内会の會議は組長

を組織し、本会の決議機

関とする。なお評議員は

互選により、議長及び副

議長を定める。

第三十九条 会計

本会は会長に

おいて必要と認めた場合

